

平成 23 年 天草市農業委員会第 12 回総会議事録

平成 23 年 12 月 26 日天草市農業委員会総会が天草中央保健福祉センターに招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（30 名）

1 番	鬼塚 猛清	君	2 番	滝下清三郎	君
3 番	川崎眞志男	君	4 番	坂上 眞守	君
5 番		君	6 番	福本 富人	君
7 番	佐々木碩哉	君	8 番	稲田 秀敏	君
9 番	鶴田 雄士	君	10 番	元島 正則	君
11 番	松岡 健吾	君	12 番	-	
13 番		君	14 番	山本 友保	君
15 番	森岡 一正	君	16 番		
17 番	松川 兼光	君	18 番	倉田 喜一	君
19 番	川口 直	君	20 番	原田 康盛	君
21 番	山本 隆久	君	22 番	浦上 廣幸	君
23 番	平岡 秀樹	君	24 番	山田 昭則	君
25 番		君	26 番	佐藤 駿二	君
27 番	池田 裕之	君	28 番	川原 昭雄	君
29 番		君	30 番	小松 信男	君
31 番	江良 邦勝	君	32 番	落合 正實	君
33 番		君	34 番	椎場 次穂	君
35 番	松原 高弘	君	36 番		君
37 番	戸谷 泰典	君	38 番	森本 文隆	君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（7 名）

5 番	梅本 秀幸	君	13 番	松本力ヅエ	君
16 番	大塚 宏	君	25 番	川峯 正美	君
29 番	前田 達也	君	33 番	宮崎 義一	君
36 番	小堀田幸一	君			

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	森内 健二	主 幹	山下 美代
主 任	吉田 直哉	主 任	松村 康平
主 事	寺澤 大介		

4、議事日程

開 会

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 議第 64 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議第 65 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議第 66 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議第 67 号 農地買受適格証明願について
- 日程第 6 議第 68 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- 日程第 7 議第 69 号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域の除外申請について
- 日程第 8 報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

事務局（森内健二君） 皆さん、こんにちは。先月の総会後の忘年会は大変お疲れ様でございました。非常に話が弾んだようでございまして、経費の方も想定以上に掛かりました。が交友会費で支払いさせていただきましたので、ご報告致します。

それではただいまから平成 23 年第 12 回総会を開会致します。初めに鬼塚会長からご挨拶をお願いします。

会長（鬼塚猛清君） 皆さん、こんにちは。寒くなったですね。2、3 日前から本当に寒い日が続いております。今、局長からもお話がございましたけれど農業委員会の忘年会は歌、踊りを始めプロ顔負けの演技で本当に 1 年間の労を流していただいたんじゃないかなと思っております。お世話になりました。また、本日は 23 年の最後の総会でございますし、本日までの経過を称えます。申請の審議にあたりまして、年々向上していっているものと確信しております。近年、県の内外からの研修も少しずつでございますけれど、増加しております。このことは天草市農業委員会そのものを認めてくれているものと確信しているところでございます。本日まで絶え間なく総会を進めてこられたのは事務局の方々、また農業委員皆さん方の力強いご指導とご協力の賜物であると感謝しています。前回の総会の折に農業者年金、全国農業新聞の推進について勉強したいという意見がございましたので、本日担当であります山下主幹を講師に招いております。皆さん方、最後まで一生懸命勉強していただきますようよろしくお願い申し上げます。ただいまから総会を始めさせていただきます。

事務局（森内健二君） ありがとうございます。本日は、7 名の委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員の方がご出席でございますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） それでは、21 番山本隆久委員、22 番浦上廣幸委員を指名致します。

議長（鬼塚猛清君） 日程第 2、議第 64 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より各申請案件について一括説明をお願い致します。その後、農業委員より説明をお願いします。

主任（吉田直哉君） 1番について説明します。五和町の譲受人は、東京都足立区の譲渡人より、五和町の田 529 m²、畑 365 m²を売買により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稲作とビワの栽培をされる計画です。

主事（寺澤大介君） 2番について説明します。有明町の譲受人は、有明町の譲渡人より有明町の畑 323 m²を売買により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。

主任（吉田直哉君） 3番について説明します。新和町の譲受人は、新和町の譲渡人より、新和町の畑 327 m²を売買により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しません。申請地は譲受人耕作の畑に隣接し、イモを栽培される計画です。

次に4番と5番は同一の農家の親子それぞれが所有する畑を一人の譲受人へ移転するといった関連した案件でございます。

4番について説明します。新和町の譲受人は、宮地岳町の譲渡人より、新和町の畑 464 m²を売買により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地は譲受人の住居周辺に位置し、野菜を栽培される計画です。

5番について説明します。新和町の譲受人は、宮地岳町の譲渡人より、新和町の畑 802 m²を売買により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地は譲受人の住居周辺に位置し、野菜を栽培される計画です。

6番について説明します。久玉町の譲受人は、久玉町の譲渡人より、久玉町の田 3,595 m²を売買により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稲を作付けされる計画です。

議長（鬼塚猛清君） それでは1番について担当委員より説明をお願いします。

38番（森本文隆君） 1番、森本です。1番について説明します。譲渡人は東京に在住でありまして、ほ場の管理が困難であり、また譲受人はほ場が隣同士、あるいは近辺ということで今回の申請となったそうです。譲受人の栽培作物はビワ、レタスと大規模に作っておられますので何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました1番の件につきまして、質疑はございませ

んか。

(質疑なしの声あり)

議長 (鬼塚猛清君) 質疑がなければ、1 番の件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (鬼塚猛清君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に 2 番について担当委員より説明をお願い致します。

10 番 (元島正則君) 10 番、元島です。2 番について説明申し上げます。先程事務局から説明がありましたとおり、譲受人と譲渡人は近所でございます。場所については、譲受人の自宅のすぐ裏が申請地でございます。そういうことで、売買をお願いしたいということで、今回申請があがっております。何ら問題ありませんので、よろしく申し上げます。

議長 (鬼塚猛清君) ただ今説明がありました 2 番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 (鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (鬼塚猛清君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に 3 番について担当委員より説明をお願い致します。

3 番 (川崎眞志男君) 3 番、川崎です。3 番について説明します。先程事務局から説明がありましたとおり売買されるということで、何ら問題はないと思います。皆さん方ご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長 (鬼塚猛清君) ただ今説明がありました 3 番の件につきまして、質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 (鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (鬼塚猛清君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に 4 番について担当委員より説明をお願い致します。

19 番 (川口直君) 19 番、川口です。4 番と 5 番は関連しておりますので、一緒に説明致します。4 番の譲渡人と 5 番の譲渡人は親子です。譲渡人と譲受人は親戚関係です。5 番の

譲渡人は体調が悪く入退院を繰り返しておられまして、宮地岳から碓石まで来て作物を作ることは困難でここ何年か作物を作っていられませんでした。譲渡人が譲受人へ農地を買ってくださいということでした。譲受人は野菜を栽培するということで、何も問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

議長（鬼塚猛清君） 4番、5番の説明がありましたけれど、まず4番について審議致します。

ただ今説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に6番について担当委員より説明をお願い致します。

31番（江良邦勝君） 31番、江良です。6番について説明致します。先程事務局から説明がありましたとおり、譲渡人と譲受人は同地区にお住まいで、また譲受人の田と隣接しているということでありまして、水稻を作付けされるということでございます。何ら問題はないと思いますので、ご審議をよろしくをお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

議長（鬼塚猛清君） 日程第3、議第65号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に

ついてを議題といたします。それでは1番について事務局より説明をお願いいたします。
主事(寺澤大介君) お手元の資料の、 をご覧ください。1番について説明します。東京都町田市の申請人は貸駐車場とするため、本渡町の畑629㎡のうち399.62㎡を転用したいというものです。既に駐車場として利用しているため始末書が添付されています。

資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第3種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長(鬼塚猛清君) 次に担当委員より説明をお願いします。

9番(鶴田雄士君) 9番、鶴田です。1番について説明致します。図面は資料の1ページ、写真は2ページになります。申請人は東京都在住でございます、申請地の地区の住民から駐車場として貸して欲しいとの要望がありまして、今回申請されました。場所は川原町の県道付近です。現在貸駐車場として利用されていますので、始末書が付いております。よろしくご審議をお願い致します。

議長(鬼塚猛清君) ただ今説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に2番について事務局より説明をお願いします。

主任(松村康平君) 2番について説明します。楠浦町の申請人は農業用倉庫とするため、楠浦町の畑381㎡を転用したいというものです。

資料の農地法許可基準に照らした結果についてですが、農地区分は農用地区域となっておりますが、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであれば転用できることとなっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長(鬼塚猛清君) 次に担当委員より説明をお願いします。

1番(鬼塚猛清君) 1番、鬼塚です。2番について説明します。申請人は来年退職され専業農家となるので農機具等を買揃えとのこと。家が手狭であり、農機具等を格納する場所がないので、今回農業用倉庫を作るとのことでございます。先程事務局より説明がありましたように、農用地でございますけれども農業用倉庫ということで許可基準に適合していますので何ら問題はないと思います。よろしく申し上げます。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に3番について事務局より説明をお願いします。

主任（松村康平君） 3番について説明します。宮地岳町の申請人は個人住宅とするため、宮地岳町の畑481㎡を転用したいというものです。

資料の農地法許可基準に照らした結果についてですが、農地区分は第2種農地となっています。以下、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

主任（松村康平君） 25番川峯委員が欠席のため事務局より説明します。資料の5、6ページをご覧ください。「場所は牛深より進んできて宮地岳郵便局、コンビニストアの交差点から約1kmのところ。現在の自宅が100年を経過し老朽化したので新築したく申請をされたそうです。申請地の北側に田がありますが、道を挟んで十分距離もあり日照には何の問題もありませんので、ご審議よろしくをお願いします。」とのこと。以上です。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました3番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に4番について事務局より説明をお願いします。

主任（吉田直哉君） 4番について説明します。五和町の申請者は宅地を拡張するため、五和町の畑78㎡を転用したいというものです。

資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっており、基準に適合しております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

4番（坂上眞守君） 4番、坂上です。4番について説明します。写真は資料の8ページ

をご覧ください。写真を見ていただくと判りますとおり、屋根が見えているのが母屋で隣が倉庫です。上が畑になっておりますけれど、傾坂の状態畑として役していません。何ら問題ないと思いますのでよろしくお願ひします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

議長（鬼塚猛清君） 日程第4、議第66号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

主事（寺澤大介君） 1番について説明します。本渡町の譲受人は個人住宅とするため、東京都町田市の譲渡人より本渡町の畑629㎡のうち231.67㎡を売買により転用したいというものです。既に駐車場として利用しているため始末書が添付されています。

資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第3種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

9番（鶴田雄士君） 9番、鶴田です。1番について説明致します。場所は4条案件の1番で貸駐車場にしたいと申請があった場所と同じところになります。231.67㎡を譲り受けて個人住宅を建てたいということでございます。譲受人の現在の住宅が事務所兼自宅になっており手狭で大変不便であったため、個人住宅を建てるということでございます。周囲は宅地でございます農地はございません。問題はないと思いますのでよろしくお願ひします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました1番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に2番について事務局より説明をお願い致します。

主任（松村康平君） 2番について説明します。浜崎町の譲受人は個人住宅とするため、広島県広島市の譲渡人外2名より北原町の畑198㎡を売買により転用したいというものです。既に宅地として造成されているため始末書が添付されています。

資料 の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第3種農地となっております。以下、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

35番（松原高弘君） 35番、松原です。2番について説明します。事務局説明のとおり、譲受人は宅地として利用したいというものです。場所と現地の状況は資料 の11ページ、12ページになります。譲受人は現在アパート住まいで何かと不便なため、自己住宅を新築したいというものでございます。給水は市水より、排水は公共下水道へ、雨水は既設の道路側溝へ流されます。申請地の隣がただいま住宅を建築中で、関係車両の駐車場として利用してありましたので、始末書が付いております。申請地の北側は県外在住の譲渡人の畑でこちらにいる親戚の方が管理されております。西側の農地の所有者から同意書をとっております。周囲は宅地化が進んでおり問題はないかと思っておりますので、よろしくご審議をお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に3番について事務局より説明をお願い致します。

主事（寺澤大介君） 3番について説明します。倉岳町の借受人は資材置場とするため、倉岳町の貸渡人より倉岳町の畑921㎡を賃借により転用したいというものです。既に資材置場として利用しているため始末書が添付されています。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

8番（稲田秀敏君） 8番、稲田です。3番について説明致します。貸渡人と借受人は近隣に住む兄弟でございまして、この土地は約10年前から賃借されているということでござい

ます。図面は資料 の 13 ページ、写真は 14 ページに載っています。現地へ確認に行ったところ、既に倉庫、砂利等が散乱していましたので始末書が添付してあります。何ら問題はないかと思しますので、よろしくをお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました 3 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に 4 番について事務局より説明をお願い致します。

主事（寺澤大介君） 4 番について説明します。倉岳町の借受人は通路とするため、倉岳町の貸渡人より倉岳町の畑 615 m²のうち 131 m²を賃借により転用したいというものです。既に通路として利用しているため始末書が添付されています。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第 2 種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

8 番（稲田秀敏君） 8 番、稲田です。4 番について説明致します。貸渡人と借受人は約 10 年前から賃借がなされています。図面が 15 ページ、写真が 16 ページです。現地は以前 2t 車がようやく通るかなというような道だったそうです。そこにどうしても大型車が通るような道路として使用したいということで、こういった契約がなされており、始末書が添付してあります。よろしくをお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました 4 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に 5 番について事務局より説明をお願い致します。

主任（吉田直哉君） 5 番について説明します。河浦町の譲受人は個人住宅とするため、河浦町の譲渡人から河浦町の畑 180 m²を売買により転用したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

30番（小松信男君） 30番、小松です。5番について説明申し上げます。ただいま事務局から説明があったとおりでございますが、この案件につきましては50年位前に住宅が作つてあるということでございます。今回譲受人の親父さんから息子さんに土地の名義を変えて改築をしようということで調査した結果、農地であることと譲受人の親の土地ではなく親戚の土地であることが判り、売買して地目変更したいという案件でございます。現地を確認致しましたら、雨水等は市道の側溝へ、それから汚水につきましては下水道に流しているというようなことで周囲の方の承諾もございまして、何ら問題ないと思います。以上です。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました5番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

議長（鬼塚猛清君） それでは、日程第5、議第67号、農地買受適格証明願いについてを議題といたします。事務局より説明をお願い致します。

主任（松村康平君） 説明します。本渡町の申請人は山林とするため、本渡町広瀬の畑10,183㎡を競売により取得したいというものです。

資料 の農地法基準に照らした結果についてですが、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

1 競売の場所 熊本地方裁判所売却場

2 附帯決議 当該買受適格証明書の交付を受けた者が最高価格買受申出人または次順位買受申出人となり、農地法第5条の規定による許可申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き県に進達できるものとする。以上です。

35番（松原高弘君） 35番、松原です。1番について説明致します。ただいま事務局から説明がありましたとおり、申請人は競売される農地について転用を目的とした買受適格者

であることの証明をしてほしいとのこと。場所と現地の状況は資料の19、20ページとなっております。申請地は30年前、果樹園が廃園となっており現在は山林化しております。隣接地の同意書はとってありますが、そちらも山林化しております。申請地にはクヌギを植林して山林として管理したいということです。周囲は山で特に問題ないと思われるので、よろしくご審議をお願いします。

20番（原田康盛君） 20番、原田です。ただいま担当委員から説明がありましたけれど、ここは荒地ではありますけれど、クヌギばかりを植えないで開墾して野菜畑等にならんどかいと思うとです。そこを聞きたいです。

35番（松原高弘君） 35番、松原です。現地は境がどこかわからないような状態で、現地を農地にするには取得以上の大変な手間が掛かると、面積は広いが農地にはできない、山として管理したほうが1番いいんじゃないかと事務局と話しました。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 原田委員、よろしいでしょうか。

20番（原田康盛君） あんまり山林にするのもったいないんじゃないかならうかと思って、そこらへんの意見を聞きたくて質問しました。周囲も山林化しているのであれば、しょうがなかっじゃないでしょうか。

議長（鬼塚猛清君） ほかに質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は買受適格証明を交付することに決定致します。

議長（鬼塚猛清君） それでは、日程第6、議第68号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題といたします。事務局より一括説明をお願い致します。

主任（吉田直哉君） 議第68号について説明します。4ページに亘って議案をお示しておりますが、それぞれ1ページ目は所有権移転、2ページ目以降は利用権の設定の申出となっております。

1番の倉岳町の申請人ほか所有権移転の計画が1件、利用権の新規設定の計画が10件、再設定の計画が2件の合計13件で、総面積は68,398㎡となっております。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人であり、本市の農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想の第4の1の(1)の アに掲げる要件である、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を

行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、等各要件を満たしております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 事務局から説明がありましたが、各担当委員より補足説明はありませんか。

（なしとの声あり）

議長（鬼塚猛清君） それでは所有権移転の計画 1 件、利用権の新規設定の計画 12 件について質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、13 件については、計画のとおり決定致します。

議長（鬼塚猛清君） それでは日程第 7、議題 69 号、農業振興地域整備計画に係る農用地区域の除外申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願い致します。

主任（吉田直哉君） 議第 69 号について説明します。見取図、配置図、現場写真は の 23、24 ページをご覧ください。この案件は所管の農業振興課からの審議依頼を受け、前回の総会においてご審議いただいたものでございます。「異議なし」との審議結果を送付した後、愛知県在住の申請人から事業計画の変更の相談があり、申請書の差し替えがあったため、今回、農業振興課から再度の審議依頼があったものでございます。

事業計画の内容ですが、23 ページ下段の配置図をご覧くださいと思います。申請人所有の畑へ個人住宅と墓地を整備し、住宅から西側の墓地周辺を山林としたいとの計画でございます。当初は植林の計画はなかった訳ですが、南側の隣接地が山林となっているため申請地も山林としたいということで今回の申請書差し替えに至りました。植林部分の面積は 614.74 m²で住宅及び墓地を含んだ除外申請の総面積は 1,064.44 m²となります。

なお、審議につきましては、前回と同様除外がなされた後に転用許可の可能性、見込みがあるかないかをご審議いただくものですが、申請地における除外後の農地区分は第 2 種農地となり農地法許可基準に適合しております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

18 番（倉田喜一君） 18 番、倉田です。1 番について説明します。先程説明がありましたとおり、11 月の総会の折に宅地と墓地は除外申請され受理されたところでございます。しかし、宅地の西側に当たるところですが、周囲が山林になっていて実際畑にするにしても

勾配が急で畑として利用するのは難しいので山林にしたいとの申請があります。よろしく審議をお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可見込みがあると決定致します。

議長（鬼塚猛清君） それでは日程第 8、報告事項について事務局より報告をお願いします。

主任（松村康平君） 説明します。所在地、新和町大宮地、本渡町本泉、亀場町亀川、本渡町本渡で田から畑への利用形状変更届が申請され受理通知されています。

許可不要転用届は 4 条、5 条ともありません。以上です。

これで、本日提案されました案件の審議を全て終了いたしました。

これをもちまして、平成 23 年天草市農業委員会第 12 回総会を閉会致します。

午後 2 時 50 分

閉 会

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会 長 鬼塚猛清

署名委員 山本隆久

署名委員 浦上廣幸